

# 補助金を活用したデジタル化研修会

～ I T 導入枠 ・ E C 推進枠に係る説明～

<主催>

宮崎県商工会議所連合会

宮崎県商工会連合会

# 0) 本日の説明内容

- 1) I T 導入枠の概要
- 2) I T 導入枠の申請に係る留意点
- 3) E C 推進枠の概要
- 4) E C 推進枠の申請に係る留意点

# 1) I T 導入枠の概要

補助対象経費の中に、「② I T 導入関連費」が含まれている場合は、必ず I T 導入枠となります。本枠で申請する場合、様式第 1 号交付申請書の 3 ページ目「確認 4」で I T 導入枠に☑を入れていただく必要があります。

※② I T 導入関連費とは  
生産性向上を目的とした I T ツール の導入に係る経費



- ・ソフトウェア購入費
- ・クラウドサービス利用料
- ・ハードウェア関連費
  - └ 生産性向上を目的としたソフトウェアを導入するパソコンの購入費(本体のみ)
  - └ 生産性向上を目的としたソフトウェアを導入するタブレットの購入費(本体のみ)
  - └ 生産性向上を目的とした P O S レジ・モバイル P O S レジのソフトウェア購入費、並びに P O S レジ・モバイル P O S レジの本体・周辺機器等

## 2) IT導入枠の申請に係る留意点

- ① 生産性向上を目的としないITツールの導入に係る経費は対象外です。  
＜対象外事例＞ セキュリティソフト 等
- ② 既に利用しているITツールの更新に係る経費は対象外です。
- ③ 生産性向上を目的としたソフトウェアを導入しないパソコンやタブレットの購入費は対象外です。
- ④ 決済事業者に支払う決済手数料は対象外です。

## 2) IT導入枠の申請に係る留意点

- ⑤ クラウド利用料など、利用期間が補助事業期間（12/16）を超える場合は、按分方式等により算出された補助事業期間分のみ対象となります。

### ＜実績報告での計算例＞

令和6年8月1日に、「1年契約、税抜50,000円」で利用開始した場合。

- ・ 補助対象期間は、8/1 ~ 12/16 の137日間。
- ・ 補助対象経費は、 $50,000 \times 137/365 \div 18,767$ 円（※日割り計算）

※申請時点では、明確な契約日は分からないと思いますので、概算での申請で構いません。（例：5か月分等）

- ⑥ パソコンやタブレットについて、本事業で導入した後、補助事業期間外（12/17以降）でソフトウェアを購入する場合は対象外です。
- **ハードウェアとソフトウェアのどちらも**、補助事業期間内（12/16まで）に導入し、支払を完了する必要があります。

## 2) IT導入枠の申請に係る留意点

- ⑦ パソコンやタブレットについて、周辺機器やオプション等の価格を除いた本体価格のみ、明示できるようにしてください。

＜対象外事例＞ マウス、キーボード、カバー、ケース、ペンシル、音響機器 等

※以降、FAQに掲載。

- ⑧ Q：POSレジを導入する場合に補助対象となる周辺機器は、どのようなものがありますか。

A：下記のとおりです。

＜対象＞

レシートプリンター、キャッシュドロア、バーコードリーダー、  
カスタマーディスプレイ、スタンドアクセサリー、キャッシュレス決済用端末

＜対象外＞

レシートプリンターロール紙、インターネット通信関連費

## 2) IT導入枠の申請に係る留意点

- ⑨ Q : 補助対象経費の中に、IT導入関連費以外の費目が含まれていても問題ないのでしょうか。
- A : 問題ございません。補助対象経費の中に、IT導入関連費が一つでも含まれている場合は、交付申請書（確認4）にて必ずIT導入枠を選択してください。
- ⑩ Q : パソコンやタブレットの性能や購入価格は、どのようなものでも問題ないのでしょうか。
- A : パソコンやタブレットの性能や価格について、特に制限はございませんが、交付申請書の事業計画を見た上で、一般常識的な観点や市場価格、必要性等を鑑みて、妥当なものか審査いたします。

## 2) IT導入枠の申請に係る留意点

⑪ Q : パソコンやタブレットを複数購入したいのですが、問題ないのでしょうか。

A : パソコンやタブレットの購入数について、特に制限はございませんが、交付申請書の事業計画を見た上で本当に複数台数が必要なのかどうか等を審査いたしますので、事業計画の中に複数台数が必要な理由が客観的に分かるように記載をお願いいたします。

⑫ Q : ソフトウェアについて、複数導入したいのですが、問題ないのでしょうか。

A : ソフトウェアの導入数について、特に制限はございませんが、交付申請書の事業計画を見た上で、全て生産性向上に繋がるものなのか、補助事業に必要なものか等を鑑みて、妥当なものか審査いたします。



## 2) IT導入枠の申請に係る留意点

⑬ Q : 生産性向上を目的として、例えば、POSレジなどの無料ソフトを導入するパソコンを購入する場合、実績報告の際には、無料ソフトを導入したことを証明するものを提出する必要があるのでしょうか。

A : おっしゃるとおり、必要です。

無料ソフトを導入した場合でも、購入したパソコンやタブレットに対して、生産性向上を目的としたソフトウェアを導入したことを確認させて頂く必要がありますので、実績報告の際は、「**管理画面や申込メール等サービスを導入した日時が分かる資料**」をご提出頂きます。

また、交付申請書の事業計画の内容としても、無料ソフトを導入することが読み取れるように記載をお願いいたします。

### 3) E C 推進枠の概要

補助対象経費の中に、「③ E C サイト関連費」が含まれていることが基本要件です。  
さらに、本事業で E C サイトの開発、構築、更新、改修、運用を行うにあたり、事務局  
が選定した専門家（宮崎県ソフトウェアセンター）の助言を受けることが申請要件です。

本枠で申請する場合、様式第 1 号交付申請書の 3 ページ目「確認 4」で E C 推進枠に   
を入れていただく必要があります。

### 3) E C 推進枠の概要

- E C 推進枠で採択された場合、商工会または商工会議所の担当者をとおして、助言を受ける日程調整等のご連絡があります。
- 商工会または商工会議所の担当者も同席の上、助言を受けていただきます。
- 助言回数は、2回以上6回以内です。（実施期限：令和6年12月16日）
- 本事業でE Cサイトの開発、構築、更新、改修、運用を行う場合でも、助言を希望しない場合には、一般枠でお申し込みください。

## 4) E C 推進枠の申請に係る留意点

- ① 補助事業期間内（～12/16）に公開に至らなかったサイトの開発、構築、改良に係る経費は、対象外です。

※実績報告書に公開URLを記載頂き、公開状況について確認いたします。

- ② E C サイトの運営会社等に対して支払う販売手数料または決済手数料は、対象外です。

※下記はFAQに掲載。

- ③ Q：事務局が選定した専門家に対する謝金は、いくらで申請したら良いのでしょうか。

A：E C 推進枠で採択された場合、事務局が選定した専門家に対して発生する経費（謝金や旅費等）に関しては、事務局が負担しますので、採択事業者にご負担いただく費用はございません。

# 終わりに

**F A Q（よくある質問）は、随時更新したものを宮崎県商工会議所連合会及び宮崎県商工会連合会のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。**

**その他具体的なご相談がある場合は、申請窓口となる商工会議所または商工会にお問合せ下さい。**